

各 位

事業者は、以下の労働災害等（疑いを含む）が発生した場合、労働安全衛生規則第 97 条に基づいて所轄労働基準署長へ労働者死傷病報告の提出が必要です。

- 1 労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業（休業 4 日以上）したときは、「労働者死傷病報告」を遅滞なく提出する必要があります。
- 2 労働者が上記 1 の労働災害等で休業日数が 1 日から 3 日の労働災害が発生した場合は、四半期ごとに（1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間）「労働者死傷病報告」を、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに提出する必要があります。

- 労災保険の請求をしなくても労働者死傷病報告の提出は必要。
- 業務中の交通事故や労働災害が疑わしい場合も提出が必要。
- 派遣労働者が被災した場合は、派遣先・派遣元の事業所を管轄する労働基準監督署へ提出が必要。

労働者死傷病報告は令和 7 年 1 月 1 日から様式が変更されており、原則、電子申請により報告いただく必要があります。やむを得ず紙で報告を行う場合、入力支援サービスにより作成いただくか、新様式をダウンロードしてください。

入力支援サービスの URL

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

新様式のダウンロード URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001347561.pdf>